

相談フローチャート

相談したい

相談を申し込む

相談員への相談

相談・支援

相談者の気持ちと相談内容を傾聴し、ともに問題の解決を探ります。
必要に応じ、大学内外の関係機関・専門家とも連携します。

調整

関係部局の長が状況を把握し、関係者間の環境等を調整します。
ハラスメントの存否を問わないまま状況を改善することを目指します。
迅速な対応が期待できます。
相談者の名を相手方に知られることなく調整することもできます。

救済申立て

- ①通知
- ②調停
- ③調査

ハラスメント防止委員会は審議を経て、適切な手続きを進めます。

- ① 通知
申立てがあったことを相手方に伝え、文書等で注意喚起をします。相手方には申立人を匿名で通知することもできます。
- ② 調停
調停委員会が公平な第三者として仲介し、双方の話し合いでの合意を目指します。
- ③ 調査
ハラスメントの存否について、事実調査を行います。調査結果をふまえ、必要な措置を判断します。

解決

●相談員連絡会議の役割

相談内容に関して学内関連部局・学内外関係機関および専門家に対する連携を要請します。また調整を実施します。救済申立てについて、防止委員会へ審議を依頼します。

●ハラスメント防止委員会の役割

ハラスメントに関する基本的政策の企画・立案や啓発活動を行います。調整・各種救済措置を検討し、実施します。対策会議の設置を学長に具申します。